

(R7.5月改訂)

1 基本的な考え方（基本理念）

いじめは、「人間として絶対に許されない行為」である。健やかな育ちへの大きな障害要因となり、友との楽しい日々を奪い、子どもから活力を取り去る深刻な問題である。また、「どの子にも、どの学校にも起こり得る」ことから、教職員一人一人が、いじめへの適切な対応と指導の在り方等について理解し、それらに基づいた着実な実践を通して、いじめの未然防止、早期発見・早期解決を図る必要がある。

(1) いじめの定義

★『いじめ防止対策推進法 第2条第1項』 H25年定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的認識

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 いじめ防止等ための組織

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。



(1) 校内いじめ防止対策委員会（生徒支援委員会）

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、学年生徒指導、養護教諭、教育相談担当、教育相談支援員、スクールソーシャルワーカー（以下SSW）、学級担任（必要に応じて）等からなる、いじめ防止等の対策のための「校内いじめ防止対策委員会」（生徒支援委員会）を設置し、委員会を開催する。

(2) 職員会での情報交換及び共通理解

毎週金曜日に生徒支援に係る職員朝会で、配慮を要する生徒について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

【校内いじめ防止対策委員会】

- ① 校長 ② 教頭 ③ 主幹教諭 ④ 生徒指導主事 ⑤ 教育相談担当 ⑥ 学年主任
⑦ 学年生徒指導 ⑧ 養護教諭 ⑨ 教育相談支援員 ⑩ SSW ⑪ 関係教諭（担任等）
⑫ その他（スクールカウンセラー等）

〔内 容〕

- ★いじめ防止の全体計画の策定 ★いじめ発見のための調査 ★関係機関との連携
★保護者への対応 ★いじめ事案への対応や指導方針等の協議等

3 「いじめの未然防止」について

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

(1) 教職員 → 『気づく“目“を育て、起こらない“土壌“をつくる』

- ① 教職員として、基本的資質、専門性の向上に努める。
- ② 人権感覚を磨き、子ども一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接する。
- ③ 効果的な校内研修の方法を工夫する。
- ④ 家庭・地域・関係機関と緊密に連携し、相互に補いながら、善悪の判断や社会生活の基本的なマナーなどを育むよう啓発を図る。

(2) 生徒の豊かな心と実践力の育成【道徳や特別活動】

- ① 道徳や特別活動等において、「正義感や公正さを重んじる心」「他人を思いやる心」「命の大切さ」などの道徳性を育み、体験活動や日常生活との関連を図りながら自尊感情を高め、道徳的実践力を育成する。
- ② 生徒会が中心となり、子どもが主体的にいじめ根絶のために取り組む活動の充実を図る。

(3) 教育相談体制

- ① スクールカウンセラー、SSW、教育相談支援員、市町村教育委員会の相談機関等の活用について、生徒や家庭に周知するとともに、相談室の整備など、相談しやすい環境作り及び教育相談体制の確立を図る。
- ② 校長の指導の下、教職員が生徒との信頼関係づくりを行うとともに、定期的な教育相談等を実施する。

<定期的な相談期間>

- 第1回 5月12日(火)～21日(木)
第2回 9月4日(金)～25日(金)

4 「いじめの早期発見」について

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒達との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒達の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

(1) いじめに係る情報収集・実態の把握

- ① 教師がいじめに対する感度を高め、日頃から生徒理解、観察に努める。
- ② 生徒との信頼関係を築くとともに、生徒への生活実態調査や教師間の情報交換、教育相談の充実などを通して、早期発見に努め、事実を隠ぺいすることなく迅速に対応をおこなう。

<いじめに関する情報収集及び実態把握の方法>

- ① 生活実態調査 (学校生活アンケート等)
 - ② 教育相談
 - ③ 個人面談・保護者面談
 - ④ 日常的な観察
 - ⑤ 生活点検表
 - ⑥ i-check 等
- 情報収集の注意点 ・迅速かつ正確に行う ・情報源を明かさない ・文言を統一する
・アンケート調査を実施する

学校におけるいじめ発見のためのチェックポイント

- 遅刻、欠席、早退、遅刻ぎりぎりの登校、時差登校などが増える。
- 忘れ物が多くなり、学習意欲が低下してくる。
- 表情がさえず、うつむき加減である。
- 活気がなく、おどおどしたり、表情が暗く周囲を気にしたりする。
- 机、椅子、カバンなどが壊されたり、散乱したりしている。
- 授業開始前に学用品、教科書、体育着などが隠されている。
- 学用品の破損、ノートに落書きがある。
- 授業中、誤答に対して皮肉や笑い声が繰り返し起こったり、正解に対して、冷やかしたりよめきがあったりする。
- その子を誉めると嘲笑が起こったり、しらけたりする。
- その子どもの隣に誰も座りたがらない。
- 周囲の子がその子の机や椅子に触ろうとしない。
- 黒板や机等にあだ名や「〇〇死ね」などの落書きをされる。
- 用事がないのに職員室の様子をうかがったり、周りをうろろしたりしている。
- 保健室への出入りが増え、始業のベルが鳴っても教室に戻ろうとしない。
- 休み時間は一人でトイレなどに閉じこもったり、授業に遅れて入ってきたりする。
- 休み時間や放課後に一人でぼつんとしていることが多い。
- 清掃や給食の片付けなど、仲間の嫌がる作業を一人でしている。
- さほど親しくない友だちと一緒にトイレから出てきたり、遅れて教室に入ってきたりする。
- 理由のわからないケガが多く、その原因を尋ねると「自分で転んだ」と言ったりする。
- 頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。
- 「誰かこれやってくれないか」と言うとき特定の子ども名前が出てくる。
- 係を選ぶとき、ふざけ半分に推薦されたりする。
- 人権を無視したあだ名（「ばいきん」、「〇〇菌」）がつけられ、しつこく言われる。
- 部活動への参加を渋ったり、休みがちになる。
- 日記、作文、絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。

家庭におけるいじめ発見のためのチェックポイント

- 学校へ行きたがらない。
- 「転校したい」や「学校をやめたい」と言い出す。
- イライラしたり、おどおどしたりして落ち着きなくなる。
- 衣服の汚れが見られたり、よくケガをしたりしている。
- お風呂に入りたがらなかつたり、裸になるのを嫌がる。
- 学用品や所持品を紛失したり、壊されたりしている。
- 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝付きが悪かったり、眠れなかつたりする日が続く。
- 愁いに満ち、表情が暗くなる。
- 部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりしている。
- 先生や友だちを批判する。
- 親に隠し立てをすることが多くなる。
- 家庭から物品やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 親しい友だちが家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- 言葉遣いが荒くなり、親や兄弟、祖父母等に反抗したり八つ当たりをする。
- 外に出たがらない。
- 学校の様子を聞いても言いたがらない。
- 電話に敏感になる。
- 友達からの電話にいいいな口調で応答する。
- 不審な電話や嫌がらせの手紙や紙切れなどがある。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- 親の学校への出入りを嫌う。
- 友だちのことを聞かれると怒りっぽくなる。
- 「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ、死や現実を逃避することに関心を持つ。

5 「いじめに対する措置」について

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員では抱え込まず、速やかに報告し組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(1) いじめ被害者への対応

- ① 潜在化しているいじめの行為を敏感に察知し、適切な対応を通して信頼を得られるよう努め、安心感を与える。
- ② 管理職や生徒指導主事、学年主任等、「校内いじめ防止対策委員会」に即報告する。
※いじめの疑いであっても報告すること
- ③ 被害を受けた生徒の安全を確保するとともに、本人の訴えを本気になって傾聴し、守り通す姿勢を示す。※「重大事態」に発展させない
- ④ 被害を受けている生徒に対しては、良い点を認め励まし、自分の持っている能力を学校生活の中で伸ばせるよう根気強く指導し、自信を持たせる。
- ⑤ 学校生活の中で学級内の座席、係活動や当番活動などのグループ編成に配慮し、何でも話し合えるような雰囲気作りに努め、人間関係の改善充実を図る。
- ⑥ 自己理解を深め、課題克服、自立への支援を行う。
- ⑦ 家庭との連絡を密にし、子どもの学校での様子や今後の対応について、保護者に伝えるとともに、家庭での様子等について、保護者から情報を得る。
- ⑧ 加害者の生徒や保護者を一方的に非難する保護者には、言い分を十分に聴き、受容した後で、冷静に判断するよう促す。

いじめ被害者への具体的な対応

- 1 話をうなずきながら聴く
- 2 本人の訴えた言葉を復唱する
- 3 話が混乱しているときには、その内容を整理して伝える
- 4 わからないことを質問する
- 5 本人が努力していることを支持する

< 家庭での対応等 >

- 1 いじめられている事実が判明した場合の対応
 - ・ 家庭における「子どもの居場所」を確保する。
 - ・ 不安を除去し、安全の確保に努める。
 - ・ 「お父さんとお母さんは最後まであなたを守る、一緒に乗り越えよう」というメッセージを送る。
 - ・ 学校との連絡を密にし、家庭での様子などの些細なことでも学校側に伝える。
 - ・ ひどいいじめの場合は、学校を休ませることが必要な場合もある。
 - ・ 自己肯定感や自信を持てるような言葉かけ、激励をする。
- 2 些細な変化（危険信号）に気づく（特に自死をほのめかすサイン）
 - ・ 死につながるような発言はないか？
 - ・ 自殺のニュース等に対し同情する発言はないか？
 - ・ 眠れない様子はないか？
 - ・ 死を賛美する言動はないか？

(2) いじめ加害者への対応

① 基本的な姿勢

- ア その場指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで継続的に指導する。
イ いじめの事実関係を把握することはもとより、いじめの動機や背景等について、共感的に理解するとともに、いじめた生徒の心の内面を理解するよう努める。
→ 心理的ケアを十分に行う。

- 1 いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為であることを厳しく認識させる。
- 2 差別的なものの見方や偏見に気づかせたり、豊かな人間関係の重要性に気づかせたり等、いじめを許さない雰囲気醸成する。
- 3 励まし合い、助け合いによって、よりよい集団を作ろうとする意欲を持たせる。
- 4 加害生徒との信頼関係の構築を図り、本人自らの力で問題の解決を図れるよう支援する。
- 5 教師は、どの生徒も自らの行為を反省し、正しく生きようとする力が備わっているという認識を持ち指導にあたる。

② 教師の対応（一人で「抱え込まない」、校内組織に相談する）

- 1 いじめを完全にやめさせる。
- 2 いじめ問題について、職員間で役割連携し、組織的に取り組む。
- 3 いじめの事実関係、きっかけ、原因などの客観的な情報を収集、メモを取る。
 - ・ 何があったのか？ ・ どんなことから？ ・ いつ頃からか？ ・ どこで？
 - ・ どんな気持ち？ ・ どんな方法で？ ・ 誰が（命令）したのか？ ・ 複数？ 等。
- 4 不満・不安等の訴えを十分聴くとともに、いじめられた生徒の立場になってよく考えさせ、自分がやったことの重大さに気づかせる。
- 5 相手に与えた苦しみ、痛みを気づかせる。
- 6 課題解決のための支援を行い、自分自身の力で解決する方法を考えさせ努力させる。
- 7 学級活動を通して、役割・活動・発言の場を与え、認め、所属感、成就感を持たせるとともに、教師との信頼関係を構築する。
- 8 場合によっては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導を行う。
- 9 必要な場合は、警察等関係機関と連携し対応する。

< 対応のポイント >

- | | |
|------------------|------------------|
| ① 「事実はしっかり認めさせる」 | ② 「決して言い逃れはさせない」 |
| ③ 「きちんと謝罪をさせる」 | ④ 「それ以上罰しない」 |
| ⑤ 「今まで以上に関わりをもつ」 | |

③ 保護者への対応

- 1 保護者の心情を理解する
 - ・保護者の心理…怒り、情けなさ、自責の念、今後の不安等。
 - ・保護者も追い詰められると、防衛的あるいは攻撃的な態度をとることもある。
 - ・子どものよさを認め、保護者の苦労も十分ねぎらいながら対応する。
- 2 事実関係は正確に伝える
 - ・発言等に基づき、事実を正確に伝え、憶測で話をしない。
 - ・問題とは直接関係のないことまで話を広げない。
- 3 学校の指導方針を示し、具体的な助言をする
 - ・被害者への謝罪、子どもへの対応方法などを保護者の意向を踏まえ助言する。
- 4 教師と保護者が共に子どもを育てるという姿勢を示す
 - ・子どもが自分の「非」に気づき、改められるよう指導・支援する。

<家庭での対応>

- 1 両親が一緒に叱責しない
- 2 事実を聞き出す
- 3 徹底的にいじめを否定する
 - ・「いじめは人間として許されない行動である、私も許さない」
 - ・「いじめられた子は苦しんでいる」
 - ・「おまえの気持ちはわかった、一緒に考えよう」等。
- 4 きちんと謝罪する
 - ・あらかじめ被害者とその保護者の意向を確認し、被害者の思いに沿った形で謝罪を行う。
- 5 今まで以上に子どもとの関わりを多く持つ

(3) いじめの観衆・傍観者等への対応といじめを許さない雰囲気への成就

※観衆・傍観者も加害者と変わらない

いじめの観衆→いじめを強化する存在

自分は直接いじめを行わないが、はやし立てたり面白がったりして見ている者

<背景>・いじめの報復を恐れている。 ・仲間はずれにされたくない。
・いじめがおもしろい。 ・被害者への不快感がある

いじめの傍観者→いじめを支持する存在

いじめに対し、制止することはせず、見て見ぬふりで、周辺で暗黙の了解を与えている者

<背景>・「次は自分がいじめられる」との葛藤がある。 ・正義感はあるが、いじめへの抑止力はない。 ・自分の関心をもつものにしか気が向かず、人との関わりに無関心である。
・周りがどうであれ、我関せずの姿勢である。

① はやし立てる生徒への対応

ア はやし立てることなどは、いじめの行為と同じであることを理解させる。

イ 被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気づかせる。

② 見てみぬふりの生徒への対応

ア いじめは他人事でないことを理解させる。

イ いじめを知らせる勇気を持たせる。

ウ 傍観は、いじめの行為への加担と同じであることを気づかせる。

③ 学級全体への指導

ア 「いじめは許さない」という断固たる教師の姿勢を示す。

イ いじめについて、話し合いなどを通して、自分たちの問題として考えさせる。

ウ 傍観等の意味を考え、人権意識の芽を育てる。

エ 見て見ぬふりをしないよう指導する。

オ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。

カ 授業における「生徒指導の4つのポイント」の実践、道徳教育の充実を図る。

キ 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。

ク 「魅力ある学校づくり」に向け、生徒による自治的な活動を展開し、学校、学級の支持的風土を醸成するとともに、連帯感を高める。

ケ 生徒一人一人が活躍できる場を意図的、計画的に設定する。

④ 生徒指導の4つのポイント

- ・自己存在感の感受
- ・共感的な人間関係の育成
- ・自己決定の場の提供
- ・安全・安心な

⑤ 支持的風土の4つのポイント

- ・自立 目的意識，メタ認知力
- ・承認 自己肯定感，自他理解
- ・所属 主体性，協働性
- ・安心 規範意識

(4) ネットいじめ・SNS等での誹謗中傷への対応

① ネット上のいじめの特徴

- 1 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短時間で極めて深刻なものとなる。
- 2 インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- 3 インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。

- 4 保護者や教師などの身近な大人が子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している SNS 等を詳細に確認することが困難なため、「ネットいじめ」の実態の把握が難しい。

<ネット上のいじめの態様>

- 1 掲示板等での「ネット上のいじめ」
○誹謗中傷の書き込み ○個人情報の無断掲載 ○なりすまし等
- 2 メール・LINE等のSNSでの「ネット上のいじめ」
○誹謗中傷するメール ○チェーンメール ○なりすましメール等
- 3 その他（口込みサイトやオンラインゲーム上のチャットでの誹謗中傷の書き込み等）

② 誹謗中傷メッセージや画像等の削除への対応

第1段階 電話相談

警察相談専用電話・・・電話 #9110

子どもの人権110番・・・電話 0120-007-110

sorae(ソラエ) 平日のみ・・・電話 098-943-5335

第2段階 削除等の対応及び相談

ア 削除等の対応方法

「#NoHeartNoSNS（ハートがなけりゃSNSじゃない）」

特設サイト <https://no-heart-no-sns.smaj.or.jp/>

イ 削除等の相談

ネットの誹謗中傷ホットライン <https://www.saferinternet.or.jp/bullying/>

インターネットホットラインセンター <https://www.internethotline.jp/>

③「ネット上のいじめ」が発見された場合の対応

- 1 生徒への対応
 - ①被害生徒への対応
きめ細かなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要である。
 - ②加害生徒への対応
加害者自身がいじめに遭っていた事例もあることから、起こった背景や事情について、詳細に調べるなど適切な対応が必要である。また、十分な配慮のもとで粘り強い指導が求められる。
 - ③全校生徒への対応
個別の事例に応じて十分な配慮のもとで、全校生徒への指導を行う。
- 2 保護者への対応
迅速に連絡し家庭訪問などを行うとともに、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

6 いじめの「重大事態」の対応

(1) 「重大事態」の理解

- いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（生命心身財産重大事態「1号重大事態」） ※ 例：生徒が自殺を図った場合、身体に重大な傷害を負った場合等
 - いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校重大事態「2号重大事態」）
※「相当の期間」とは年間30日を目安。ただし、一定期間、連続して欠席している場合は、この目安に関わらず、迅速に調査に着手。
 - 生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。
 - 設置者においては、重大事態が発生した場合、すぐに学校から教育委員会に報告がなされるよう、日頃から指導を行うこと。
- 学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応することが必要。
- ※自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信感が強い事案など調査組織の中立性・公平性を確保する必要性が高いケースを具体化するとともに、第三者の考え方を整理して詳細を記載。

(2) 「重大事態」にならないための平時からの備え（チェックリスト）

文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142_00006.htm

(3) いじめ「重大事態」の発生報告、調査の手順

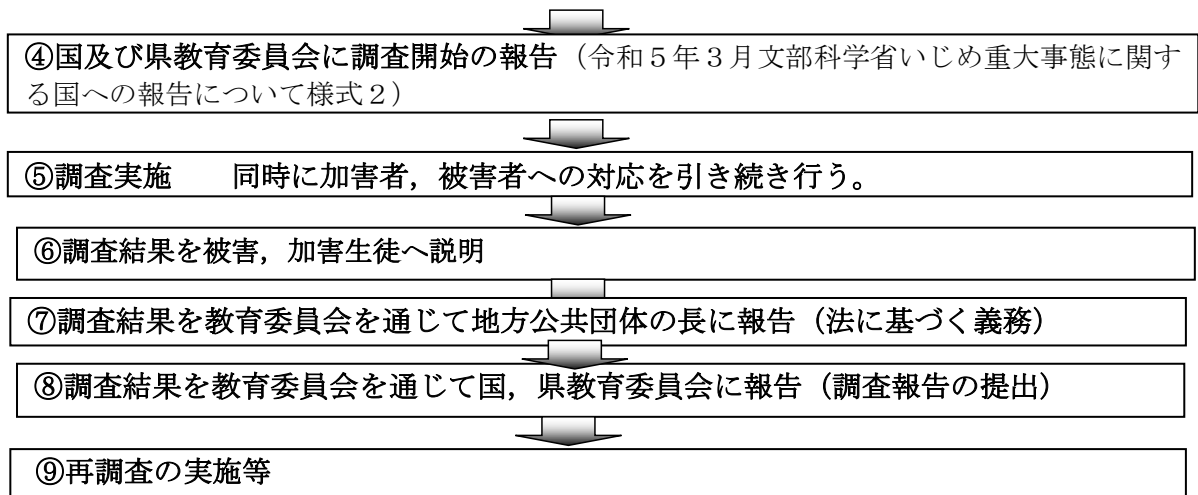
※学校は「重大事態」として判断後、自殺等重大事態の場合は当日又は翌日中に、不登校重大事態の場合は7日以内に発生報告

〈対応の全体像〉

①学校は設置者及び国、県教育委員会に発生報告（令和5年3月文部科学省いじめ重大事態に関する国への報告について様式1）

②調査に向けた準備 判断1 調査の主体は学校又は学校の設置者
判断2 調査の規模、設問内容等の調整等
判断3 市教育委員会の指示により必要に応じて第三者委員会の設置を検討

③被害、加害生徒及び保護者へ調査内容等の説明



7 年間計画の作成及び評価（PDCA サイクル）

(1) いじめ防止の年間指導計画

	未然防止の取組 (学力向上・規律・自己有用感)	早期発見の取組	いじめに対する 処置の取組
4月	<ul style="list-style-type: none"> 学級開き 「1日の生活」の確認 学習の規律（徹底6項目）の確認 集合訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月の問題行動調査 学校生活アンケート調査 三者面談 	(通年の取組) <ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策委員会の設置 いじめ防止や対策、対応の検討 SCによるカウンセリング 教師や教育相談員等による支援 ・いじめ防止対策委員会 「集計・評価・取組の見直し等」
5月	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談 薬物乱用防止教室 生徒総会 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月の問題行動調査 学校生活アンケート調査 教育相談期間 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> 地区中体連 定期テストⅠ SNSトラブル防止教室 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月の問題行動調査 学校生活アンケート調査 PDCA用「取組評価アンケート」 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> 思春期教育講演会（3学年） 三者面談 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月の問題行動調査 学校生活アンケート調査 三者面談 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> 校内研修 リーダー研修 実力テスト 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月の問題行動調査 学校生活アンケート調査 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> 「1日の生活」の確認 学習の規律（徹底6項目）の確認 教育相談 ・校内陸上 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月の問題行動調査 学校生活アンケート調査 教育相談期間 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> 運動会 定期テストⅡ LGBTQ講演会(2年) 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月の問題行動調査 学校生活アンケート調査 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> 地区駅伝大会 合唱コンクール 思春期講話(1年) エイズ特設授業 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月の問題行動調査 学校生活アンケート調査 PDCA用「取組評価アンケート」 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> 定期テストⅢ(3学年) 生徒会役員選挙 三者面談 	<ul style="list-style-type: none"> 毎月の問題行動調査 学校生活アンケート調査 三者面談 	

1月	・修学旅行（2年） ・進路決定	・毎月の問題行動調査 ・学校生活アンケート調査	・いじめ防止対策委員会 「集計・評価・取組の見直し等」
2月	・模擬テスト（3学年） ・定期テストⅢ（1・2学年）	・毎月の問題行動調査 ・学校生活アンケート調査	
3月	・卒業式 ・修了式	・毎月の問題行動調査 ・学校生活アンケート調査	

(2) 評価（取組状況の把握と検証）

いじめ防止対策委員会は、P D C A用「取組評価アンケート」をもとに、取組が計画通りに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた基本方針や計画の見直し等を行う。

(3) いじめ防止対策推進法に基づく学校のいじめ問題に対する日常の取組

- ①職員会議等を通じて共通理解を図った(第15条2) (/)
- ②校内研修を実施した(第15条2, 第18条2) (/)
- ③道徳や学級活動の時間に取り上げた(第15条) (/)
- ④児童・生徒会活動等(第15条2, 第18条2) (/)
- ⑤SC, 相談員, 養護教諭の活用(第16条) (/)
- ⑥学校以外の相談窓口の周知(第15条2) (/)
- ⑦学校いじめ防止基本方針をHPに公表(第15条2) (/)
- ⑧PTA, 地域関係団体との連携(第17条, 第23条6) (/)
- ⑨ネットいじめ等の啓発活動(第19条) (/)
- ⑩学校いじめ防止基本方針の見直し(第13条, 第34条) (/)
- ⑪組織の招集(第22条) (/)

8 P T A及び関係機関等との連携について

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やHP, 学校・学年だより等による広報活動を積極的に行うことも大切である。

- (1) 学校は地域と警察との連携を図るため、定期的にも必要に応じて、相互協力する体制を整えておくことが大切である。
- (2) 学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の浦添警察書や浦添市教育委員会（学校教育課・子ども青少年課）等に相談し、連携して対応することが大切である。
- (3) 生徒の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要がある。
- (4) いじめた生徒の背景に、家庭環境の要因が考えられる場合には、各種相談員、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する。

参考資料

- 「沖縄県いじめ対応マニュアル 改訂版」（令和7年3月）
<https://www.pref.okinawa.jp/kyoiku/edu/1008819/1008856/1022784.html>
- 「いじめの問題に対する施策」（文部科学省HP）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302904.htm
- 「生徒指導提要（改訂版）」（令和4年12月）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm
- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省HP）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1400142_00006.htm